

# **自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の保全状況**

**令和 6 年 1 1 月  
環境省自然環境局野生生物課**

# 現行の「自然共生サイト」について



- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を「**OECM**」として登録。
- 現在の認定サイト数は、**計253**カ所。

## 自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域  
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト  
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

**OECM**として国際データベースに登録

# 「自然共生サイト」の認定基準

- |                    |
|--------------------|
| 1. 境界・名称に関する基準     |
| 2. ガバナンスに関する基準     |
| 3. 生物多様性の価値に関する基準  |
| 4. 活動による保全効果に関する基準 |

## 「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること

場

- |                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| (1) 公的機関等に <b>生物多様性保全上の重要性が既に認められている</b> 場                    |
| (2) <b>原生的</b> な自然生態系が存する場                                    |
| (3) 里地里山といった <b>二次的</b> な自然環境に特徴的な生態系が存する場                    |
| (4) <b>生態系サービス</b> を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場 |
| (5) 伝統工芸や伝統行事といった <b>地域の伝統文化</b> のために活用されている自然資源の場            |

種

- |                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (6) <b>希少な動植物種</b> が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場                                    |
| (7) <b>分布が限定</b> されている、 <b>特異な環境</b> へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場 |

機能

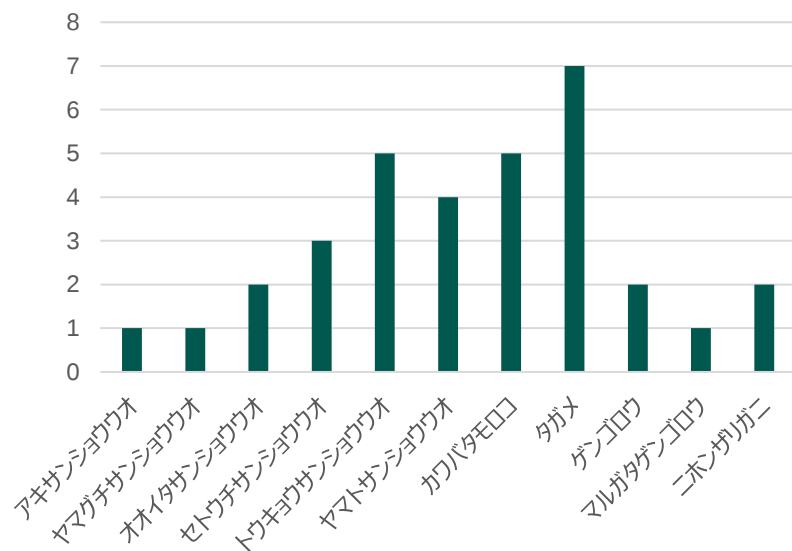
- |                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 <b>動物の生活史</b> にとって重要な場                  |
| (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 <b>緩衝機能や連結性</b> を高める機能を有する場 |

# 自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の生息状況

- 令和6年度前期までに、全国の自然共生サイトのうち「基準3 ア(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値」を有すると認定されたサイトの総数は**145カ所**。
- モニタリング調査等において、特定第二種希少野生動植物種の分布が確認されているサイト数は少なくとも**29カ所**、種数は**計11種**が確認されている（両生類6種、淡水魚類1種、水生昆虫類3種、甲殻類1種）。また実際にはさらに多くのサイトで特定第二種希少野生動植物種の生息が期待できる。
- これらの多くのサイトで特定第二種希少野生動植物種の保全に資する取組がなされており、**10カ所**については特定第二種希少野生動植物種の指定種に特化した保全取組が実施されている。

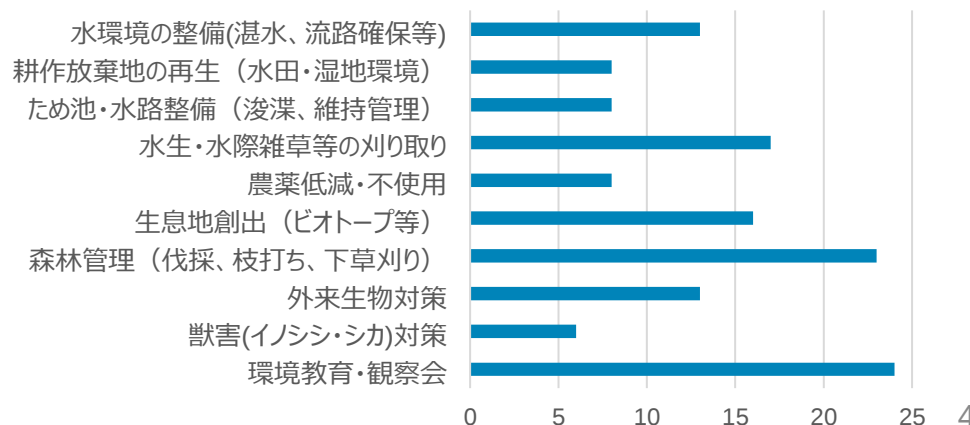
➡ **自然共生サイトの取組は、里地里山など二次的自然に生息する希少種の保全を主目的として設けられた特定第二種国内希少野生動植物種制度との親和性が高く、実際に多くのサイトでこれらの種の生息地保全が図られている。**

## 特定第二種国内希少種の確認サイト数



## 特定第二種国内希少種の保全に資する取組内容

- 里地の水田・湿原環境の維持管理、里山における森林管理に係る取組が多く、その他外来種対策や獣害対策がなされている。
- サイト内におけるビオトープによる生息地創出も実施されている。
- 多くのサイトで環境教育取組も実施されている。



# 自然共生サイトにおける希少種の生息地保全にかかる取組事例

## 【事例1】久保川イーハトーブ世界（内、知勝院敷地内・自然再生実践地）

申請者：久保川イーハトーブ自然再生協議会

場所：岩手県一関市

場の概況：周辺は棚田、斜面林、河川の小規模な氾濫原というランドスケープで構成され、良質な生物多様性が残る。

サイト内の自然再生実践地は、主に二次林や耕作放棄地を利用したビオトープとなっており、

活動内容 希少種の減少を防ぐための生息域内保全を行っている。

（抜粋）：①侵略的外来生物の防除、②耕作放棄地と放棄林のビオトープ化、③間伐と定期的な下草刈りによる埋土種子の発芽促進、④モニタリング調査や環境学習等を通じた生物多様性と自然共生の重要性の社会発信など



## 【事例2】愛知県日進市の五色園湿地・ため池

申請者：愛知県日進市

場所：愛知県日進市

場の概況：宗教公園内にある湿地とため池があり、湿地は上流からの流入水や斜面からの湧出水によって涵養され、東海地方の湿地を代表する東海丘陵要素植物が生息している。

ため池には絶滅危惧淡水魚類が生息している。

活動内容：湿地ゾーン、ため池ゾーンに分け、生物多様性保全上の価値に貢献するように以下の活動を実施。

（抜粋） ① 湿地ゾーン：草刈り、除草、低木伐採、周辺樹林の間伐・枝払い等の維持管理。  
② ため池ゾーン：市民の協力を得た絶滅危惧魚類等の保全を目的とした外来種の駆除活動



## 【事例3】ダイフク滋賀事業所 結いの森

申請者：株式会社ダイフク 滋賀事業所

場所：滋賀県蒲生郡日野町

場の概況：ダイフク滋賀事業所の敷地内にある保全池・学習広場等を含む森林を主体としたエリアであり、農業用ため池である「しゃくなげ池」のほとりに沿った散策路を基に、アカマツ保全林、希少種の保全池、生きもの観察池を整備。国又は県のレッドリスト掲載種が70種以上確認されている。

活動内容：「ダイフクグループ環境方針」および「ダイフク環境ビジョン2050」のもと、中長期的な視点に

（抜粋） 基づく具体的な年次計画を策定し、年次計画に沿って結いの森の維持管理（両生類や昆虫類のモニタリング調査、希少な両生類の卵塊の保護、保全池の外来種駆除、除草管理等）を実施。



# (参考) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)

**ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現**に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

## ■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※<sup>1</sup>の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標**を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然**など、**OECM※<sup>2</sup>の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

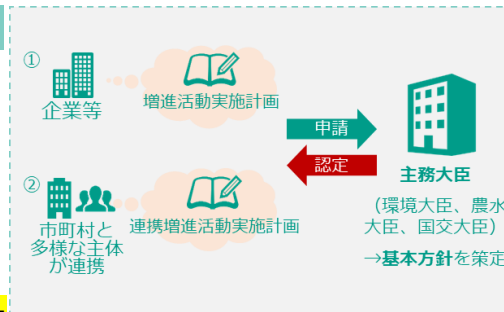
※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

## ■ 主な措置事項

### 1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

#### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**(企業等は情報開示等に活用)。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・**種の保存法**・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

#### (2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

### 【生息地・生育地の保全に関する課題】

・生物多様性増進活動促進法の策定も踏まえ、自然共生サイトにおける種の保存法手続きの簡素化等の他、保全活動に有益な情報の提供等、絶滅危惧種の保全の観点から、30by30に係る経済的インセンティブ形成の施策等との積極的な施策連携も検討が必要。